

議第29号

三島市情報公開条例の一部を改正する条例案

三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2条第1号中「、消防長」を削る。

第15条第3項中「不服申立手続」を「審査請求手続」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第18条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「開示等決定」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「請求拒否の決定を取り消し、当該公文書の開示の決定をするとき」を「審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第19条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第20条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申

立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第21条第1項から第3項までの規定中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第4項中「処分」の次に「又は不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三島市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示等決定又は施行日以後にされた開示請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示等決定又は施行日前にされた開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士